

第十回 参議院文部委員会會議録第十八号

昭和二十六年三月十日(土曜日)午前十一時四十九分開会

本日の會議に付した事件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(堀越二郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

本日は日程に載つております国立学校設置法の一部を改正する法律案を、昨日提案理由の説明を承つたのであります。本日は質問に移ります。総括質問から入りたいと思います。法文は簡単なものでありますので、総括並びに条文に並行して質問を進めて行つたら如何かと思ひます。そういうようにしたいと思ひますが、前後いたしましたも結構でございますから、御質問をお願いいたします。

○矢嶋三義君 この法律案は提案理由に示されておる通りに、新らしく国立大学の設置並びに学部の新設といふものが加味されておるようであり、私一般的に是非伺ひたいことは、新学制によつて国立大学を一県一校主義で充足して、その整備充実を現在困難を來たしておる現段階であります。一部にはこれだけの大学を我が国の産業の発展に即応するように、これを育成して行くには相當の困難性があるのじやないかというやうな悲觀論を述べ向きも出ておるようであります。先般おいでになつたアメリカの第二次教育使節団は、大学の数なり或いは内容について相當に示唆に富んだ

勧告を出されて帰つたようであり、また、なお又公立の大学は逐次設立されて行くといふことは、その土地にある国立大学の整備、充実に支障を來たすやに承つておるのであります。文部省としてこれは大学設置審議会の答申に基づいて、逐次新設なり或いは学部の増設といふことをやらされるわけであり、その第二教育使節団の示唆に富んだところの勧告といふものをどういふふうにお考えになつておるかというふうにお考えになつておるかということを先ず承つたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 只今お話のありましたように、国立大学創設の際に十一原則を立てまして、その原則によつて国立大学を全国各地に建て、今の充実に従事いたしておるやうなわけでございます。従ひまして差当りこの原則に對します変更といふことは、私も考へられないのであります。只今お話のように使節団第二次勧告にありますが、地方の要望が各国立大学に反映して、国立大学が地方の要求に合致するやうにそれぞれ特色のある大学たるべく発達するといふ点につきましては、今後私も十分留意して参りたいと思ひておるのであります。何分この前發見いたしました大学が既設の高等学校或いは既設の専門学校等を土台として作りましたので、従つて各大学の学部構成等も従来のそうした高等専門学校の専門課程に關係する学部であるといふやうな実情であり

ますので、更に地方の要望によつてどういふ種類の学部を増設する、或いはどういふ種類の学科或いは専攻課程を設けるという点が明らかになります。これは十分考へた点につきまして将来の充実に圖つて参りたいと思ひております。

○矢嶋三義君 次にこれとやはり関連して承つたいことは、よく世上で蛸の足大学などのひやかし言葉で言われておるやうであります。これらの大学の整備、充実にいふものに相當文部省は腰を入れて本年度発足するやに聞いておるのであります。それらの予算措置といふものは余りにも貧弱だと思ひます。それらについてどういふやうな構想で、又何年計画でどういふやうにやるというやうな構想を持たれておるか、それを承つたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 只今お話の設備、施設といふものを中心として国立大学の整備、充実に問題であり、それが、この点につきましては大学設置審議会に特別委員会を設けまして、そのした観点において一々の国立大学について将来これを如何なる場所に、どういふやうに統合したらよいかという案を今御審議願つております。実情について調査し、又地元の要望等も聞きながら目下設置審議会におきまして考へた答申案を審議中でございます。まだ結果が出ておりませんので、全貌を私も把握できませんけれども、そうした趣旨で御審議願つておるわけであり、その答申に基きまし

て、文部省といたしましては将来その線に沿つた施設の充実に努めて参りたい。只今御質問にありましたように、それが一体何年計画であるかという点でありますけれども、そうした点につきましては、まだ今日答申案も出て参りませんし、具体的にどのくらい費用が全体的にかかるかもつかんでおりません。将来の財政等と勘案いたしまして、成るべく速かにいたしたいと考へておりますが、併し今日私どもが設置審議会にお願ひしてこういふ案を作つておりますのは、非常に急速にそれが實現できようと思つておりません。先ほども申し上げましたように、その線に沿つた施設は漸次充実に、線に沿わざるものは、それに従つてだんだんその線に持つて来るというやうな考へで、これに国及び地元の協力も非常に必要となつて来るだらうと思ひます。お話のように明年度に組まれまして公共事業費の中で、国立大学のこうした施設に充たします費用は、決して多額ではないのであります。この予算を使ひますのに、その線が出て参りますれば、明年度予算といたしましてその線に沿つて進めて参りたいと思つております。

○矢嶋三義君 現在大学の運営に關して七十一からの国立大学があるのであります。日本は學術文化の水準を維持し、又向上を図るために、これらの大学を教育の機会均等というやうな立場から、均等主義で対処されているのか、或いは重点主義というやうな立場で対処されているのか、文部省の御方針を承つたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 一応原則といたしましてはお話のようにこれは均等主義と申しますか、すべての大学に對しまして取扱ひを甲乙にしないというやうな気持は私も持つておらないのであります。従ひまして各大学に關して教授陣容の充実にどうか、或いは設備、圖書の充実に、その他につきましては十分我々はすべての大学が四年制の新制大学として完全であるやうに今後努めて参りたいと思ひます。ただその上におきまして、これは将来に於て未定の問題であります。如何なる大学に大学院を先ず設置して行くかというやうな問題が起つて参ると思ひます。差当りどこか教授陣容も充実して、設備、その他大学院を置くに相応しい大学のはうから先に大学院を置く、こういふやうなことが将来に於て現われて来る現象だらうと思ひます。

○矢嶋三義君 それで今承つたいと思つておりました点が、ちよつと出たのであります。大学院の設置はどの程度にされる予定か、今のところ研究はどのくらい進んでいるか、現段階のところを發表して頂きたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 国立大学につきましては、漸く本年度から専門課程に入りますので、今後二カ年たちませんと、卒業生を出さないという状況でございますので、而も又国立大学は新制大学として、今日各学部の充実過程にあり、従ひまして、国立大学

について、今お話のように、どの大学に大学院を置く構想であるかというようになことは、現在まだ成り立つておりません。

○矢嶋三義君 相当早めに研究計画して行かなければ、私は事教育のことは遅れてはいけないと思ふのです。まあ小さな例でも、最近今度新制大学の卒業生が出るわけだが、よく新聞を賑わしているように、どんな学士号を与えるかというところが未だにきまらないでございましておるといふような、これはほんの小さな問題であるが、これは私はやはり文教政策としては重大だと思ふのです。ましてこの大学院をどの程度の内容を以てどのくらいの量を設置するかというところは、これは私は早めに計画的に研究対処しなければならぬ問題だと思ふのでありますが、その点は特に強く要望しておきたいと思ふのです。それからもう一つ承わりたい点は、まあ今度のこの法案の中に非常に一つの特色として大きく取上げられるものは、やはり短期大学を新設したということだと思ふのです。やはりこの敗戦後並びに今後の我が国の経済、それから国民経済というのを考えるときに、やはり高等学校においても、定時制の高等学校、夜間の高等学校、それから大学ではやはりこういう夜間の短期大学、まあ働きながら勉強して行くという、教育の機会均等という立場から考えても、又国民経済の実態という点から考えても、やはり教育の重点というものは相当多くこちらのほうへ私は傾いて行かなければならぬと思ふのです。その立場から、こういうような短期大学が新設されたということは、私は非常に喜ばしい画期的な文教政策だと、こういうふうに考えているわけでありまして、将来といえどもこの短期大学は拡充して行かれるつもりであるかどうか、それともここに止まられたこの四つに限って考えられているのか、その点を私承わりたいと思ふます。

○政府委員(稲田清助君) 只今お言葉にございましたように、教育の機会均等という点につきましての考慮を大学の程度において考えます場合に、どうしてもこの夜間課程を考えて行かなければならぬというような問題と、又我が国経済復興というような面から考えまして、四年制大学と対応いたしまして、新たに先年から発足いたしました短期大学の課程を国立大学にも考慮しなければならぬというような両方の面から考えまして、将来とも財政経済その他が許します限り、各国立大学にこうした夜間の短期大学の課程というようなものを是非とも広く考慮して参りたいと思つております。差当り設備その他の制約もございまして、この四つの短期大学に来年年度はとめております。将来は御意見のようにも、もつと広くこういう面の教育を大学で充実したいと考えております。

○矢嶋三義君 最後一つ伺いたいと思ふと思ふ。これはここで局長にお伺いするのは無理かと思ふますけれども、併し文部省内で長らくお勤めになつておられるし、事務的には最も責任ある立場で国務に携わつておる局長であるから、私は局長に、文部省内における皆さんの意向として、その決意をまあ承わりたいと思ふのです。実は次に質問することは、私これは首相なり或いは文部大臣なりに伺うべき筋合いのものと考えてるのでありますけれども、こういうような学校の施設あたりが出て来るにつきては、是非ともまああなたがたの文教の府に非たれる皆様かたとして、どういふ決意を持たれておるかということこそ是非まあ伺いたいと思ふわけです。それは私が申すまでもなく、我が国の文教というものは非常に不安な状態にあると思ふのです。こういうふうに逐次に学校の新設、学部の増設というやうなことが図られて来ると、教育者が少いからといつて、或いは六三を四三にするとか、或いは科学研究が大事であるから、大蔵大臣に言わねばならぬと五割増したとか、或いは義務教育無償を推進するために一億三千九百万円組んだとか、随分大風呂敷を掛けられておるけれども、これらを高い立場から一瞥したところ、全く私は懸念に満ちておると思ふのです。このままですつと進んで行つたら、我が国の文教というものは収拾のつかない、蛇蝎取らずの、えたいの知れないものに落着するのではないか、そういう私は非常に不安を持つておるわけなんです。根本は何といつても、私は今日の教育改革が中途半端になつてゐるのは教育財政の貧困にあるのだと、これは衆目の認めるところでありますし、教育の機会均等も、義務教育の無償というものも、非常にこれは有名無実のものになりつゝあるし、教育というものは、国民の生活の不安定ともからんで、非常に私は危機にあると思ふのです。この教育財政を、強い政治家の教育に対する尊重といふますか、教育重視の政治感覚から、根本的にそういう方面をばつきりと打立てて、それから義務教育

なり、或いは大学教育、或いは高等学校教育というやうなものを打出して行くのでなければ、今の文部省内で実働仕事をされておる皆様かたの、当面の仕事に追われ追われながらやつておるやうなそういう姿、或いは政治家が本當に教育をどういふ方向にどんなに打立てて行くかという確乎たる方針の下に出発して行くのでなければ、目の前の現象にだけ対処して行くこの懸念のやり方には、私はどうしても不安な気がして仕方がないのです。これを解決する大きな足掛りとしては、アメリカの第二次教育使節団の勧告もありますし、それにも増して大きな足掛りというものは、あの政府の教育に関する最も權威ある諮問機関としての教育刷新審議会が、過去一、二年間の長期に亘る研究に基いたところの教育財政審議会というやうなものを、教育財政確立に関する意見書というものを、二月十三日附で吉田総理に建議しておるわけなんです。これを政府の責任者である吉田総理がどういふうな感覚で受入れて、どういふうな対処するかというところが一番根本的な問題であるわけでありまして、文教の府としての文部省内に實際多年お勤めになつて、いろいろ苦難な道を歩かれて来た、そういう方面では局長は文部省内においては最も權威者だと思ふのであります。が、こういう法案を出されるに當つては、私はその点をあなたにお伺いしたいのです。か、あないうものを文教の府内において働かれておる皆様かたとしてはどういふうに取上げて、主管大臣をどういふうに動かして行くか、延いては政府とか与党といふものをどういふうに動かして行くかとい

う決意を持たれておるかということ私は承わりたいのです。でないと、極く最近新聞にも、講和締結後に我が国の占領下に置かれておる制度の再改革、国情に合わないものは正して行くんだというやうな、あの自由党が発表された十七項目の中に、六三制や新大学は再検討するといふことが出てくるわけなんです。一部の人は、地方に行つて、占領が終れば新制中学なんかはなくなるのだから、無理してあわてて学校を造る必要はないといふやうな暴論を吐いておる代議士もあるのです。そういう事態に、これに対する方針なり、決意というものは、当然政府の責任者である吉田総理の抱負なり、決意を承るべきであるのですが、主管大臣なり政府を動かす一つの原動力といふものは、やはり實際において仕事をされて来た文教の府といふものが私には大きな力を發揮しなければならぬと思ふます。そういう点について稲田局長は今後どういふ努力をしよう、又どうあらねばならぬという抱負なり、決意を持たれておるかということをお聞かせ願ひたい。それを聞かなければ、ただ地方から要望があつたからこの大学を作る、この学部を作るというので、無計画に将来を見通さずただ風呂敷を掛け行つたら、もう風呂敷はたためなくなつて、蛇蝎取らずとなつて、日本の教育といふものは誠に内容の乏しいものに私は落着するのじやないか、そういう不安があるから、この審議会に先立つて私は事務的に最も文部省において權威のある局長の見解をお伺いするわけでありまして、

○政府委員(稲田清助君) 非常に基本

政策だと、こういうふうに考えているわけでありまして、将来といえどもこの短期大学は拡充して行かれるつもりであるかどうか、それともここに止まられたこの四つに限って考えられているのか、その点を私承わりたいと思ふます。

○政府委員(稲田清助君) 只今お言葉にございましたように、教育の機会均等という点につきましての考慮を大学の程度において考えます場合に、どうしてもこの夜間課程を考えて行かなければならぬというような問題と、又我が国経済復興というような面から考えまして、四年制大学と対応いたしまして、新たに先年から発足いたしました短期大学の課程を国立大学にも考慮しなければならぬというような両方の面から考えまして、将来とも財政経済その他が許します限り、各国立大学にこうした夜間の短期大学の課程というようなものを是非とも広く考慮して参りたいと思つております。差当り設備その他の制約もございまして、この四つの短期大学に来年年度はとめております。将来は御意見のようにも、もつと広くこういう面の教育を大学で充実したいと考えております。

○矢嶋三義君 最後一つ伺いたいと思ふと思ふ。これはここで局長にお伺いするのは無理かと思ふますけれども、併し文部省内で長らくお勤めになつておられるし、事務的には最も責任ある立場で国務に携わつておる局長であるから、私は局長に、文部省内における皆さんの意向として、その決意をまあ承わりたいと思ふのです。実は次に質問することは、私これは首相なり或いは文部大臣なりに伺うべき筋合いのものと考えてるのでありますけれども、こういうような学校の施設あたりが出て来るにつきては、是非ともまああなたがたの文教の府に非たれる皆様かたとして、どういふ決意を持たれておるかということこそ是非まあ伺いたいと思ふわけです。それは私が申すまでもなく、我が国の文教というものは非常に不安な状態にあると思ふのです。こういうふうに逐次に学校の新設、学部の増設というやうなことが図られて来ると、教育者が少いからといつて、或いは六三を四三にするとか、或いは科学研究が大事であるから、大蔵大臣に言わねばならぬと五割増したとか、或いは義務教育無償を推進するために一億三千九百万円組んだとか、随分大風呂敷を掛けられておるけれども、これらを高い立場から一瞥したところ、全く私は懸念に満ちておると思ふのです。このままですつと進んで行つたら、我が国の文教というものは収拾のつかない、蛇蝎取らずの、えたいの知れないものに落着するのではないか、そういう私は非常に不安を持つておるわけなんです。根本は何といつても、私は今日の教育改革が中途半端になつてゐるのは教育財政の貧困にあるのだと、これは衆目の認めるところでありますし、教育の機会均等も、義務教育の無償というものも、非常にこれは有名無実のものになりつゝあるし、教育というものは、国民の生活の不安定ともからんで、非常に私は危機にあると思ふのです。この教育財政を、強い政治家の教育に対する尊重といふますか、教育重視の政治感覚から、根本的にそういう方面をばつきりと打立てて、それから義務教育

なり、或いは大学教育、或いは高等学校教育というやうなものを打出して行くのでなければ、今の文部省内で実働仕事をされておる皆様かたの、当面の仕事に追われ追われながらやつておるやうなそういう姿、或いは政治家が本當に教育をどういふ方向にどんなに打立てて行くかという確乎たる方針の下に出発して行くのでなければ、目の前の現象にだけ対処して行くこの懸念のやり方には、私はどうしても不安な気がして仕方がないのです。これを解決する大きな足掛りとしては、アメリカの第二次教育使節団の勧告もありますし、それにも増して大きな足掛りというものは、あの政府の教育に関する最も權威ある諮問機関としての教育刷新審議会が、過去一、二年間の長期に亘る研究に基いたところの教育財政審議会というやうなものを、教育財政確立に関する意見書というものを、二月十三日附で吉田総理に建議しておるわけなんです。これを政府の責任者である吉田総理がどういふうな感覚で受入れて、どういふうな対処するかというところが一番根本的な問題であるわけでありまして、文教の府としての文部省内に實際多年お勤めになつて、いろいろ苦難な道を歩かれて来た、そういう方面では局長は文部省内においては最も權威者だと思ふのであります。が、こういう法案を出されるに當つては、私はその点をあなたにお伺いしたいのです。か、あないうものを文教の府内において働かれておる皆様かたとしてはどういふうに取上げて、主管大臣をどういふうに動かして行くか、延いては政府とか与党といふものをどういふうに動かして行くかとい

う決意を持たれておるかということ私は承わりたいのです。でないと、極く最近新聞にも、講和締結後に我が国の占領下に置かれておる制度の再改革、国情に合わないものは正して行くんだというやうな、あの自由党が発表された十七項目の中に、六三制や新大学は再検討するといふことが出てくるわけなんです。一部の人は、地方に行つて、占領が終れば新制中学なんかはなくなるのだから、無理してあわてて学校を造る必要はないといふやうな暴論を吐いておる代議士もあるのです。そういう事態に、これに対する方針なり、決意というものは、当然政府の責任者である吉田総理の抱負なり、決意を承るべきであるのですが、主管大臣なり政府を動かす一つの原動力といふものは、やはり實際において仕事をされて来た文教の府といふものが私には大きな力を發揮しなければならぬと思ふます。そういう点について稲田局長は今後どういふ努力をしよう、又どうあらねばならぬという抱負なり、決意を持たれておるかということをお聞かせ願ひたい。それを聞かなければ、ただ地方から要望があつたからこの大学を作る、この学部を作るというので、無計画に将来を見通さずただ風呂敷を掛け行つたら、もう風呂敷はたためなくなつて、蛇蝎取らずとなつて、日本の教育といふものは誠に内容の乏しいものに私は落着するのじやないか、そういう不安があるから、この審議会に先立つて私は事務的に最も文部省において權威のある局長の見解をお伺いするわけでありまして、

○政府委員(稲田清助君) 非常に基本

的な又広汎な大きな問題でございまして、私お答え申し上げますところは恐らく御満足の方へ行くような御答弁でないかとも思ふのでございしますが、勿論国家財政、或いは地方公共団体の財政につきましては、一般の財政力を片方に把握いたしまして、それを如何なる面の行政に按配して行くかというようなことは、もつと大所高所から考えるべき問題だと思つておりますが、私どもとにかく当面いたします教育行政、又その中のそれ／＼の所管の事務に關する行政の予算につきまして考えました場合に、一々具體的な事業なり、具體的な計画について、我々予算の目録をいたしまして、それと文教と、又明年度に獲得せられるだろうと考へます見込の予算との間におきましては、いつも非常に大きな開きがあり、不満を感じておるわけでありまして、私どももいたしましては、従ひましてこの予算獲得については何を急とし、何を先とするかというような観点からいろいろ順位的なものを用意いたしまして、文教予算に向けられます予算の範囲内において、そうした先順位、急順位のものから始めて充実にやつて頂きたいというのが従来のやり方でございます。こうした点につきましては只今お話の御意見と全く同じようなお考えだと思ひますけれども、総理大臣の諸閣僚閣下であります教育刷新審議会において教育財政全般について非常に各方面の権威者を集めて論議をされて、一応の結論が最近出ておりました、この機会は我々いたしまして十分つかまえて行かなければならぬと思ひます。勿論我々下僚でございしますもので、大臣、或いは内閣関係のかた／＼

がそうした点についてお取上げになり、又これを御実行願ひ上において、十分事務的のお助けをいたす、そういうような点につきまして我々いたしましては今非常に強い決心を以て、又熱意を以てそうした点についてのお願ひを申上げておるところでございします。

○委員長(堀越健郎君) ほかに……

○高橋道男君 大学が増設されて国民の教育、教養が高められることは誠に結構なことであるが、終戦後た

くさんの大学ができたに伴ひまして、それに擁する教員が又多数に必要である。ところが大学がたゞさんできたた

め、その大学の教育をするにふさわしい知識を持った教授が非常に少い。

つまり大学教員としての素質が低下し

おるといふことが相当問題にされると思ふのであります。今この大学の増設に伴ひまして、そういう教員の素質というものをどうお考えになつてお

るか、或いは高等、中等、初等の教育の教員に對しましては、講習その他の方法を以て屢々いろいろな教養を高め

る面の方策を立てておられるようでありま

すが、大学教員に對しましては、無論中にはすでに大家であるところ

のかたもありまして、先ほど申したようににはそうでない、先ほど申したように

素質において非常に劣つておるといふ

ような人も相当多いのであります。が、そういうような教員に對しての措置を如何に考えておられるか。折角大

学ができて、やはりこの学生、生徒を教導して立派な水準に持つて行くの

には、教授の力があつて大なるわけでありま

すから、そういうようなことになつて、ふさわしい人がなければ

ば、幾ら大学をこしらえても名ばかりであつて、実質が伴わないということがあると思ひますが、そのことについて局長の御意見を……

○政府委員(福田清助君) 只今のお話のように、新しい大学につきましては

いろいろ批判もあり、その欠点が指摘せられますうちに、教員の資質とい

う問題が非常に大きな問題であることはお話の通りでございします。これに

つきましてはあれだけの多くの大学が一時にできましたというやうな現象から

見まして、或いはまあ暫らくは止むを得ないことかとも考へられるのでござ

いまして、我々いたしましてはできる限り各大学が教授力に

おいて充実いたしますように、常に念願して参つておるわけでございしま

す。もとより大学の教授たるべきかたは、將來大学院制度等が充実いたしま

して、その職でなければそれは十分なわけには参らぬのであります。一つはま

当りの問題といたしまして、一つはま

あこれは消極的の面ではあります。けれども、大学の教員たるべき者の資格

につきましては、大学設置審議会の煩

わしまして十分資格審査をいたしまして、大学の教授として十分能力のある

かたに限つてやつて頂くというやうな方法を

とつておられます。又半面積極的な面といたしましては、御承知のよう

に先年アイフェル、教育指導者講習会等を催しまして、米國、或いは国内

の指導者によりまして相当長期間に互つて大学の若い教授のかた／＼をお集

まり願つて、或いは講習をし、或いは研究集会をするというやうな点につ

きましては、まあ相当努力して参りました。又一面米國の好意によりまして、

先々年来、最初に二十七人、次の年は五百人、又来年も五百人というやうな若い教授のかた／＼をアメリカに留学させる、或いはアイギリス、フランスにも明年度途が開いて参りました。こ

うして海外留学等によりましての教員の研究というやうな面もだん／＼開

いて参るわけでございします。又大学自体における教授がたの研究の利便を考

へまして、明年度予算につきましては圖書購入費についても一億はかり増額計

上し、或いは又研究費等……研究費一億と申しましたが、研究費の増額を

約十億足らず組んでおります。よう

に、極力急速にこの大学における教授力の充実というやうな点につきまして

は、新制大学における種々の問題のうち、最も重要な問題といたしまして、

私ども今後努力いたしたいと考へております。

○高橋道男君 今度の法律改正によつて職員の増員がたしか五百八十一

名と伺ひましたが、これは大学だけでなしに、高等學校なども含んでおると

思ふのであります。このうちでこの大学に配属される人数が何名であるか。

若しおわかりになればお示しを願ひたい。それから五百八十一名の増員とい

うのは、これはほかからの移管によつて殖えてくるものも大分あると思ふ

のであります。純粹に今度の法律による新設によつて殖える人数がどのく

る部分の予算も併せて伺つておきた

い。

○政府委員(福田清助君) これは全体

といたしまして、減員と増員との差引

において五百八十一名という増加にな

つて参りましたので、一面減のほうも

申上げ、又増も申上げませんと御説明

にならぬわけでございします。お話のよ

うに高等商船學校の移管に伴ひます増

といふのは、このうち二百五十三名で

ございします。あとは大学及びそれに附

属いたします學校、統轄する學校の

間の出入りでございします。大体の増を

申上げます。医科大学の学年進行とい

うやうな面において六百三十二人の

増加、それから名古屋大學の農學部の

増設において八名の増、信州大學の研

究施設において七名、静岡大學の農學

部の合併で七十三名、岡山大學の研究

施設において十六名、それから六医

大、遅く発足いたしました医大の助

手、看護婦等を充てる意味において

増が百七十名、それから一般の新制大

学につきまして、教官の増を考へまし

たのが六十九名、それから長崎大學の

分院設置について十五名の増、それ

から新制大學の定員振替百十五名、そ

の他調整いたしまして殖やしたのが三

十五名、それから今の商船學校を加え

すと二百五十三名という増加になつ

ております。これに比しまして従来の附

属院等とか、専門部の廃止その他にお

いて百九十九名の減、東京大學の第二

工學部の廃止によつて十八名の減、商

船大學補習科の廃止で十六名、夜間高

專の廃止で二十九名、そのほか學校廢

止、調整減が百五十六名、それから提

案理由の説明にございしましたように、

定員法に合せる定員の減少が百七十九

名、昭和二十六年度の減が二百二十八

名、計八百十二名、差引五百八十一名

と、こういう増になつております。

○高橋道男君 大學を増設することに

よる純粹の増ですね、それから予算

これは今おわかりにならないければ別の機会でも結構でございます。

私が更にお尋ねしたいと思ひますのは、今後勿論國民は高等専門の教育を要求してゐることは当然でありますけれども、そういう要望に應じてどのくらいの大学を今後なお設置される見込であるか。そういう計画をお立てになつてゐるかどうか。それから無論國民の要望するところに従つて、その希望する學問を修めたいのはやま／＼であり、それに伴う施設をこしらへるのが國の立場としては当然であるかも知れませんが、現在の財政状態などからしては、個人經濟においては勿論のこと、國家においてもその全部の要望に應へることは到底できないと思ひます。併しながら國家としては例へばならぬ、或いは文科の出身者がどのくらい要るか、そういうような計画は別に持つておられると思うのでありますけれども、そういうような計画に従つての、大學計画というようなものをお持ちになつてゐるかどうか。

○政府委員(稲田清助君) 只今の御質問非常に基本的ななすかしい問題でございます。教育刷新審議会におきまして、この新制大学という問題についていろ／＼御考究になりました際に、いろいろな材料から調査せられましたのであります。が、例えば高等学校を卒業いたしました年齢層の人間のうち、およそ何％ぐらいがそれ以上の教育を受えなければならないかという点について調べたのであります。当時大體アメリカの計数におきましては、たしか一割五分ぐらいの人数が大学程度の教育を受けている。我が国におきま

してはまあ将来少くもその半分、これも非常に大した基礎があるわけじやありませんけれども、八%ぐらゐの人間が大学教育を受けるよう、目途とすべきだというような意味を含めての答申があつたのでございます。現在はそのまでも行つておりません。非常に新制大学が多くなつたというふうに言われておりますけれども、就学者について考えますれば、国立、公立、私立を全部引くめまして、只今の八%までは及んでいないという状況であります。これらにつきまして全体的に国力、或いは国の将来の事業計画というものを考えて、勿論養成計画は立つべきものだと思つておりますが、国立、公立、私立まあそれらの主体もございまして、その間の調整というものは非常に困難な問題だと思つております。只今のお話にありましたように、特殊の例えば医学であるとか、或いは商船関係の従業員、或いは電波というような特殊な面につきましては、いろいろ養成数が具体的に用ひて参り易いものでございますので、我々といしましては成るべくそうしたはつきりした養成数の得易いものにつきましては、できるだけ早くそれに応じたいと考えております。常に私も研究いたしておりますのは、例えば工業あたりにつきましては、できるだけ社会の要望に應ずる養成数を、又要望に應ずる学科の研究生を出して行きたいというふうに考えておるのでございますけれども、これもまあ大企業の要請と中小企業の要請といつたようなものが、非常に違つておりますので、なか／＼把握しにくいのでございます。そういうような意味合いにおいて、例えば大学の

程度におきましては、技術教育研究協議会というようなものを設けまして、各方面の産業に関係のかた々と関係官庁のかた々とあたりもお入り頂いて、いろいろ研究いたしております。うちのお話に、今の養成数等も一つの題目として取上げて見たいと考えております。非常に困難な問題でございますけれども、成るべくそうした点に応じて参りたいというのが、私どもの念願でございます。

減の数字でございますが、五百八十一のうち商船学校関係が二百五十でございます。従いまして新制大学のほうの純粹に増加いたします教は三百二十八ということになっております。

○高橋達男君 国民の要望に対して大學を設けるといふ御趣旨一応伺いました、ここに一例として具体的ににお伺い申したいのは、千葉大學で今回工芸学部というのを工芸部に變えるという案を伺うのであります、この工芸教育と云ふことが、或いは工芸部門に屬する高等教育というものが、たしか千葉とそれから只今京都でございますか、その二カ所にしかなかつたかと思ふのであります。今度この工芸学部が工芸部に變えられるということになりますと、ただこの表だけの印象からいたしますれば、工芸に関する部門がすっかり消されて、いわゆる普通觀念における工芸部という内容になつてしまふのではないかといふことの懸念を持つものであります。工芸学部を變えて工芸部にする、併し内容はそのまま受けがれて行くのだ、工芸教育も十分見えて行くのだというようなお考えの上から、ただ單に名前だけを変えられるも

のであるかどうかということをお伺い  
申したいと思います。

○政府委員(稲田清助君) 千葉大学の工芸学部を工学部に名称変更いたしましたする点につきまして、一応沿革的に申上げたと思います。最初東京に工芸専門学校というのが御承知の通りございまして、これはまあ全体の教育が相当工芸的色彩を持って維持経営せられておつたのでありますが、それが先般千葉県下に移りまして、その当時戦争の關係もございましたが、いろいろ建築とか機械とか或いはその他木材工業というような純粹工学の学科が増設せられました、継続いたして参つたのであります。それが千葉大学の新制大学のうちの一学部として包容せられるに當りまして、最初はまだいろいろ二十一年ばかりの専攻学科を立てておりましたが、更にそれを整理いたしましたので、工業意匠科と建築学科と機械工学科と電気工学科と工業化学科という五つの学科編成になつたわけでございます。そういういたしますと、この全体五つのうち工業意匠科というのがまあ工芸的色彩を持つております。あとは建築学科、機械工学、電気工学、工業化学でございまして、こうした学科を包み含いたします学部の性格といたしましては、これはまあ工学部と言うのが適當であらうというような点からいたしまして、工芸学部をこの際工学部に改めるといふことにいたしましたわけでございます。大体学生の志願等につきましても、建築、機械工学、電気工学、工業化学あたりに非常に志願者が多く殺到して参るといふような点から見ても、地元の要望にはこうした学科編成及びこうした学部の性格というも

のが合致しているのじやないかというように考えられるのであります。ただ一面我が国全体を見渡しました場合、お話のように、工芸という方面の教育は将来にかけて十分これは充実して行かなければならんと考えております。その意味において純粹の工芸でありますれば上野芸術大学、又工業がかつた面につきましては京都の工芸学部及びこの千葉大学におきましてもこうした工業意匠科というきよな面を中心といひましたり、その他の学科においてもそうした色彩のものは将来十分充実して参りたい、更に又工芸方面におきまして一番必要とせられるのは四年制の大学よりも或いは短期大学であらうかとも思われるのであります。そういうような点におきまして、将来財政上許されるならば、できるだけ工芸関係の短期大学等も計画して参りたい、それらの教育につきましても文部省といひましては将来大いに努力いたしたたまいという気持は持つております。ただ差当り千葉大学の工芸学部につきましては、現在の性格を見ますと、これは工芸部であるという点から名称を変えたいです、こういう次第であります。

○高橋道男君　今の伝統的のお話を伺えばなお更こういうものを残して行つたほうがいいのじやないか、殊に御意見から申して短期大学において徒弟的なる者を仕込むというようなお考えもあるようで、この点誠に結構でありますけれども、千葉の場合には地域的な關係もあつてその方面への志願者などが少な過ぎる場合と異なつて、相当数が減少して行くのじやないか。従つて千葉において工芸意匠に関する部門を伝承して行かれることは結構であ

りまするけれども、財政措置ができるようになれば、例えば東京の工業大学とかというようなあたりへ、その伝統などを生かして行くというようなことについて、只今具体的なお考えは或いはないかも知れんけれども、そういう意図もお持ちになることはできるかどうかというのを、併せて伺つておきたい。

○政府委員(稲田清助君) お話のごとく工芸関係の学科を増設するとか、或いは短期大学を設置いたしますのは、やはり地域的条件を十分考へなきやならんかと考えております。そういうような面におきまして、東京あたりは是非設置したい場所だと存じております。先ほど学部沿革を申し上げましたが、そういう沿革でございますが、終戦後性格が変つて来たという点で、このたびの名称変更を考えた、こういう点につきまして御了承を頂きたいと思つております。

○高橋道男君 それからも一つお伺い申したいのは、これはすでに予算措置も済んでおることでありまして、既設のものと同時に学生の募集はされておられるのですか。

○政府委員(稲田清助君) 創設学部につきましては募集の準備をいたしております。正式にまだ法律も通つておりませんし、予算も成立いたしていませんから、準備をいたしてあります。実際収容いたしますのが多少遅れるかも知れませんが、そういう学部ができるであろうというところを知らせておきませんと、希望者に対しては気の毒でありますので、準備中でございます。

○高橋道男君 それに関連して、こう

いう学校なり大学ができる。或いは設置する計画であるというところは私は恐らくもつと早くに予定しておられると思ふのでありますが、若し早くに予定していなくて今になつてその計画が現われて来るというのでは、当局としては甚だ手遅れだと思ふ。従つて去年のうちに相当早くに計画が進んでおると私は思ふのでありますが、そうであるならば今頃こういう法案を出さず、去年のうちにそういう機会は何回もあつたと思ふので、もつと早くに法的措置をして頂いて、無論これは予算関係もありましようから、七月八月というわけには行かんでしうけれども、少くとも前年内くらいにこういう措置がとれて、そうして既設のものと同時に学生募集の方途を明らかにしてもらうことができるならば進学者のために非常に便益だと思ふますが、そういう措置はとれなかつたものかどうか。

○政府委員(稲田清助君) お話のように、将来におきましては十分そういう点につきましては注意いたしたいと考えております。自然予算が確定いたしまする国会であります。この法律は御審議願えない。こういうわけでございまして、この第十国会に提出したわけでございします。我々としてはしてはできるだけ早くこれを確定願ひまして、そうした点についての便利を各学生に得しめたい、こういう念願を持っております。

○若木勝蔵君 二、三点伺いたいと思ひます。先ほど矢嶋委員からもお話がありました、日本のいわゆる六三制を中心にして完全実施というふうな方面からは、相当考えなければならんこ

とは、私も同感なのであります。そういう点からいたしまして、文教全般にいてどうするかというところについては、なか／＼局長としても立場上はつきりとしたところのお答えができないだらうと思ふのであります。大学の充実というふうな方面から考えまして、その点については恐らく局長はいろいろな構想を持っておられることと思ふのであります。私の聞きたいところは、その大学の充実を圖つて行くというふうな場合において、いわゆる学校の増設ということもあるかも知れませんが、或いは又学部の増設、或いは講座の増設、こういうふうな点、又研究施設の充実して行く幾多の、いわゆるその大学の運営からそういうふうなものがあるだらうと思ふのであります。そういう点でどの点に主力を注いでおられるのか、学校の増設の方面であらうか、学部の増設であるか。そういうふうな、先ほど来緊急重要性を有するものから充実して行きたいというお話があつたようでありまして、それらについての局長としての計画についてお伺ひいたします。

○政府委員(稲田清助君) 只今の御質問の点につきましては、教育刷新審議会が教育財政全般について御答申のありました点も研究せられておりまして、将来国立大学につきましては原則として増設をやらずに、むしろ内容の充実を努めるといふ趣旨の御答申があるものでございします。我々としては、大體そういうふうにあるべきものと考えております。もとより増設をしないと思ひますが、北海道のように十年もたてば人口が十倍になるというふうな特殊の地域については、これ

は別の問題だらうと思ひます。又学部、学科の新設等につきましては、そこに公立の単科大学がございしますとか、その他総合大学のほうに包含いたしまするほうが教育的にも効果があり、又国全体の経費から見ても、経済的になるというふうな場合におきましては、将来におきましても公共団体の学校の合併というふうなことは実現すべきだと思つております。又学科の新設につきましては、地方の要望に即して考へて参らなければならんと思つております。何と申しましても、今日の各国立大学は旧制専門学校、高等学校を包含いたしました関係上、そこに包含せられまする学部、学科につきまして

は、やはりその地方の要望に果して十分応じ得る形であるかどうかという点につきましては相当疑問もあり、将来地方の要望に即しては、学部も学科も設けて行くということが新制大学を意義あらしめることと思つております。と申しましても、我々は徒らにこういふ、ただものを手広く拡げるという点を考えておるのではなくして、むしろ原則として、全般問題といたしましては内容の充実であらうと思ひます。差当りこれを予算的に割当てます場合には、施設もそうでございまするけれども、図書であるとか、研究費であるとか、十分大学の教員が大学教官としての研究教育に従事し、その活動を保障いたしますだけの、そういう内容の充実というものを一番緊急の問題と考へております。そういうような面で、明年度予算におきましても研究費、或いは図書購入費、その他につきまして多少増額できましたのも、そういう事態であるわけでございます。

○若木勝蔵君 その内容の充実というふうな方面からちよつと伺いたいと思ふのでありますが、現在七十幾つかあるところの新制大学というものをみてみますと、地方の要望が、大学からの要望がどういふ面に非常に強くなつてゐるか。この点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) ちよつと御質問の意味を取りかねたのでございしますが、地方が新制大学についてどういふふうな要望をしているか。この点はまあ地方々々によつて、又大学自体が現在持つております特色なり、欠点によつて非常に違つて参ると思ひますが、どういふ点でございしうか、恐れ入りますが……

○若木勝蔵君 私の伺つてゐるのは、地方に設置されているところの大学が運営上、文部省に予算とか、そういうふうな方面の要求がある、そういう要望はどういふ点に集中されているかということですが……

○政府委員(稲田清助君) これは個々の性格を持つておりますが、何と申しましても、一番限に着きまするのは施設の問題だらうと思ひます。戦災復興もまだ半分しかできておりませんし、殊に従来の専門学校程度の施設を大学程度にいたしますと、先ほど他にお答え申し上げましたように、大学の要望といふことを自然考へますれば、何と申しましても建物設備という問題が一つの問題として出て来るであらうと思ひます。それからもう一つは、やはり研究費の問題だと思つております。だん／＼人件費が殖えて参りますに比して、実際研究に使います物件費の割合が減少して来るという傾向

に從來ございます。研究費の増額及び新制大学の一つの大きな欠陥といったしましては圖書が非常に少ない。そういうような面からいたしまして圖書費の増額、そういうような点が新制大学充実という点につきましては一番私ども常に各地方及び大学当局者から伺つてゐるのであります。

○若木勝蔵君 次に伺いたい問題は、高等学校の教員の事情につきまして伺いたいと思ひます。それは、私の考え方は、先ず小学校、中学校の教員といふふうな場合においては、これは学芸大学といふことで相当整備されて来るだらうと思ふのであります。高等学校教員といふふうなものは、実際の現在の高等学校の充実を図つて行く上において心配なくやつて行けるか、この点について。

○政府委員(稲田清助君) 高等学校の教員につきましては、文理学部初め大学の各学部の専門課程を履修いたしました者が同時に教職課程をとりまするが、卒業に際して二級免許状が与えられる、こういう仕組みになっておりますので、成るべく有為な人材を、高等学校の教員として志願するように指導して参るといふような点から考えますれば、全体的に養成の数はいたしましては、非常に逼迫はいたしてないと思ひておりますが、特に問題になつて参りますのが、職業関係、芸能関係乃至は体育関係の高等学校の教員、こういう面につきましては現在の全国国立大学の学部のあり方と、又一般の社会経済状況から見ても志願が少なからうといふような見込みから、相当この点につきましては養成という点につきましても、或いは又そのほか免許制度等にて

つきましても考究しなければならん問題があるように考えられております。

○若木勝蔵君 その高等学校の教員の養成の点について一つ伺いたいのは、現在の学芸大学において、高等学校の教員を養成するというような場合にはどういふふうな措置をとられますか。

○政府委員(稲田清助君) 大抵現在の学芸大学は、その施設及び定員等から考えまして、義務教育課程の先生を養成するといふことで先ず一杯でございますので、学芸大学において高等学校の教員を養成するといふことは、養成計画としてちよつと考へてないのでございませう。勿論学芸大学におります者が、適当な免許法所定の課目をいろいろ他学部との関係において取り得たといふことはあります、なり得ないわけじやございませんけれども、大抵高等学校の教員をいたしましては、一般の文理学部であります者が、教育学部の教職課程をとるといふのが中心である。先ほど申し上げましたように、他の農学部工学部その他の学部にありまする者が高等学校教員として期待せられるわけでございませう。

○若木勝蔵君 表を見ましても、学芸大学に、いわゆる附属の高等学校といふようなものを設置しておるところがあるものであります、その附属の高等学校を設置している場合に、それを利用いたしまして、何か学芸大学において高等学校の免許状を付与するといふふうな途が開かれるか……

○政府委員(稲田清助君) 学芸大学に附属の高等学校が附いておられますのは、学芸大学が旧制の青年師範を包含しておられます、旧制の青年師範に、前の青年学校の変わりました定時制の高

等学校が附いておつたのであります。これは学芸大学の性格、先ほど申し上げましたような現状から見まして、この附属定時制高等学校は、将来なくなるのでございませうが、現在在學生がおりますので、卒業する間、青年師範がなくなつてしまつたら学芸学部においてそれを扱つておる、こういう恰好で存置するわけでございませう。従いまして学芸大学全般には高等学校の附属が将来考えられないわけでございます。

○若木勝蔵君 そういたしますといふと、今あるのはそういう実情であつて、高等学校の教員を養成するといふふうなことは何らの役に立たない、こういうことになりませう。

○政府委員(稲田清助君) 差当り学芸大学の教授職になり、又生徒の研究施設なり定員なり、これは義務教育課程の教員養成を目的としてでき上つておりますので、学芸大学におきましては、高等学校の教員養成を目的とはしない、こういう恰好になつております。

○若木勝蔵君 次に一つ伺いたいの、第三条で以て随分旧制のいわゆる師範学校、こういうふうなものが今度の三月三十一日限り整理されるやうであります、そうしますといふと、これに伴つて来るところのいわゆる教員の処置といふふうなものが考えられるのであります、現在において文部省といたしましては、こういういわゆる旧制の師範学校に勤めておつたところの教員の処置といふふうなものについて、どういふふうにお考えになるか。

○政府委員(稲田清助君) 旧制の師範学校の教員でございませうが、これは昭和十八年に師範学校が転換いたしました、中等学校程度から専門学校程度になりました場合に、ずつと教員がそのまま存続しておるといふような形でございます。又専門学校程度と新しい大学の学部につきましては、大学設置審議会の審査を経まして、教員の資格も違つておつて、一々設置審議会の教員資格審査を経て、それに合格した者のうちから学部の教授を、或いは助教授その他の講師を選任するといふ建前になつておられますので、師範学校の教員として在籍されておつたかたが、必ずしも全部が全部学部の教官とはなり得ない、こういう恰好でございますので、従いまして只今お話にありました師範学校の今までおられました教官のかたは、まあ行きかたといひまして、大学学部の教官として配置換えになるかたもある。又他の公立学校等に転出せられるかたもあり、或いは又この際勇退せられるかたもあるといふような形になつて参るわけでございませう。

○若木勝蔵君 それらの他に転じなければならぬ、或いはつまり勇退しなければならぬといふふうな、大学教授としての資格を持たない人は、総体においてどのくらいありますか。

○政府委員(稲田清助君) 只今まだ今日日がありませうので、目下各大学におきましては、こうした人事について最後の措置をとりつつある際でありますので、最終的な点につきましては、私どもつかみかねておるわけでございませうけれども、ここでもなくならず、ここに掲げております専門学校、師範学校乃至青年師範学校の定員で、今年落ちます者が凡そ四千六百十五

人ございませう。そのうち現在員としたしまして三千五百名ほどおられたわけでございます。そのうち大学に配置換えがすでに決定いたしております者が、二千四百名ほどございませう。そのあとの人々が他の公立学校に替るとか、或いはやめられる。或いは今日まだ未定の状況にあるといふような情勢でございます。

○委員長(堀越二郎君) 他に御質問ございませうか。

○矢嶋三義君 今の資料にして頂きたいと思ふのです。学校別、それから資格別、わかれれば男女別、それからそれらの待遇をどういふふうに取り扱われるかといふことを資料にして出して頂きたい。

○政府委員(稲田清助君) その待遇といふのは、どういふことなんでしょうか。まじりうか。大学教授の……

○矢嶋三義君 いや、もうそのまま、その人は整理されたらどういふ取扱をして、その予算措置はどういふふうにしてあるか。その計画ですね、そういうものを資料にして出して頂きたい。

○政府委員(稲田清助君) 整理されたらとおつしやいますのは、やめたらという意味でございませうか。その人々がこの際退職されますれば、それに対してこうした行政整理に準ずる退職手当といふような点につきましては、目下大蔵省その他と折衝中でございます。我々ができる見込を持つて、今折衝中でございます。やめるかたについては、そういう特別の処遇をやつて行きたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それをプリントにしてもらいたいと思ふのですがね。

ございますが、御質問の意味を正確に把握いたしませんけれども、旧制大学と新制大学との人事の転換、これは、大體旧制大学の学部のあるところろきまして、同じ性質の新制大学の学部ができましたので、又設置審議会の審査におきまして、旧制大学の教授、助教授と、相当の地位にあります者は、大體そのまま新制大学の教授、助教授になるというようなことでございますので、旧制大学と新制大学との人事の転換という問題は、大體当該大学内において行われると考えております。

○荒木正三郎君 附則の第二項の問題ですが、「第三条の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。」という附則に關連して御質問したいと思ひます。昨年の三月に旧制高等学校が廃止になつて、新制大学に昇格したのですが、その際の教職員の取扱などは、その際には別にこの附則がなかつたように聞いているのですが、これはどういふ……。

○政府委員(稲田清助君) こうした学校の廃止という問題につきましては、昨年高等学校が廃止になりました場合と、本年これだけ多くの専門学校、師範学校、青年師範学校が廃止になりましたが、性質は同じでございます。ただ昨年は高等学校の数も非常に少かつたわけで、特別にこの附則を設けずに置きました。本年度におきましては、これだけ多数の学校が廃止せられるという事になりますので、大体事務上の便宜を考え、又その間人事の取扱の誤りなきを意味におきまして、こうした取扱いは法文自体で明確にする方がよいと考へまして、本年度におきましてはこうした条文を置いたわけでございまして。

○荒木正三郎君 昨年高等学校が廃止になつたのは何校くらいになつておりますか。

○政府委員(稲田清助君) 二十七でございます。

○荒木正三郎君 昨年の高等学校廃止の際にこの附則をきめなかつたのは、数が少かつた、こういうふうな説明のように聞いたのですが、相当数に上つてゐるやうであります、二十七、

八校と言へばですね。ところが今度のそれはこういうような措置がせられ、数が少い、多いというだけでこれが設けられておるか、設けられておるといふことになれば、ちよつと理解したい点があるのですが……。

○政府委員(稲田清助君) その点理論上いたしましては、昨年も或いはこの規定を設けべきであつたかと思ひますが、この点は事務上の誤りなきを期するのと、事務簡便の問題も、本年度これまで相當に、非常に激増いたしましたから、その点明らかにいたします必要が多いので、今年はこの附則を明らかにした、こういうふうでございまして。

○荒木正三郎君 それからこの項と教育公務員特例法との關係について質問したいのですが、大学の教職員につきましては、第五条に事前審査があるわけですが、その身分を失う場合は當然あるわけなのですが、今度の場合やはり身分を失うわけなのですが、この特例法との關係はどのように解釈しておられますか。

○政府委員(稲田清助君) 国家公務員法の第七十八條第四号でございまして、官制の廃止によつて過員を生じた場合、本文に帰りまするが、「人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することとができる。」という規定がござい

ますので、こうした学校が廃止になります場合も、やはり本人から依願退官いたしました場合におきましては、意に反して免職という範圍に入つて参ります。従つて形式上大学の教職員でありますれば、第五条の事前審査を受け得る状態である。併し實際の問題にな

りますれば、受けた場合に何を論じ、何を争うかという問題になつて参ります。要するに争うべき事実、論すべき事實は、学校が廃止になつたかならなにかという点だけなのであります。ですから形式上は第五条の審査を受けたいけれども、受けて、そこで論じて見ても、事實はその学校が廃止になつたかならんか、仮に審査をして、若し万が一不適当だと考えられる場合にも、なくなつた学校に戻すわけには参りません。処置もつかない。従つてこれは事前審査を實際受けるだけの実益はない問題だと思つております。今回のこの改正につきましてもそうした手續をとつてもいいのでございまして、この只今の規定は、あらゆる場合を想像して原則の規定を置いております。ただ官庁が廃止になる場合にも、廃止になりかたにいろいろあるわけでございます。例えば通産省ができましたときには通産省が廃止になつた。この同じような性格のものが廃止、創設引續いたわけでございまして。そうでない場合もある。例えば通産省の設置法におきましては、通産省の職員は通産省の職員に辞令を用いずしてなる。継続する場合にその規定を置くのが常例でございます。廃止になる場合には、又その廃止の法律におきまして、こうした点を明らかにすべきものと考へております。そういうような意味合いにおきまして、この国家公務員法は一般に規定いたしております。具体的には法律に定める必要がある、そういうような解釈の下にこの第二項を置いたわけでございまして。

○荒木正三郎君 その身分を失う場合に、附則でやれば辞令を出さないでその身分を失う、こういうことになつておるわけですね。ところが……。

○政府委員(稲田清助君) 今回の改正法規になりますと、そのなるわけでございまして。

○荒木正三郎君 そうすると特例法に認められておる身分を失う場合は、辞令を出されないと、理由も明示されない、こういうことで自然にやめられて行かなければならぬ、こういうことになる。特例法の第五条とこの附則は矛盾するのではないかと……。

○政府委員(稲田清助君) 特例法の第五条は、審査すべき問題が、審査するだけの複雑さを持つておることを予想した規定だと思つております。この場合は、国家公務員法だけの規定から見れば、意に反する免官になりますので、特例法第五条に持つて得る形式的な理窟にはなりますけれども、その場合、そうしたことによつて争つて見ても、論じて見ても、問題はただ学校が廃止になつたかならんかという事実だけでございます。従ひましてこの学校が廃止になつた場合にはその身分がどうなるかという事は、法律で明らかにして、別に辞令を用いずしてその当然のことを明らかにして置いたほうがいい、こういう趣旨で置いたわけでございまして。つまり国家公務員法で処置いたしますれば、官庁の廃止の性質によつてその点疑念が起る、各設置法により、或いは廃止法でその点を明らかにする、こういう常例に従つてこの規定を設けた。先ほどの、なぜ旧制高等学校が廃止されたときにこの方法を用いなかつたか、私に教員

な問題を申しましたけれども、その場合において實際問題でございますが、大学の教員資格を持つていないかたでも、高等学校或いは師範学校、青年師範学校の教員資格はありますから、当分の間高等学校のなくなつた先生を師範学校その他で預ることが、實際の処置としては適當だ。そういうような点において多少本年度とは取扱が違ふ、こういう点を御了承願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 現在三月の、これによつてやめなければならぬ職員の中には、新制大学の資格を認められて十分その資格を取つておる者でも、教授会が新たにその大学の教授として決定しなければ、当然やめなければならぬ人があると思ふ。そういう人は、新制大学の資格を取つておりながら、ここに廃校になるということによつて全然やめなければならぬということになる。私は第五条の適用を當然受くべきだ。こういうふうな考へております。どうですか。

○政府委員(稲田清助君) 形式的な問題でありますけれども、採用するしないかという問題は、第五条の問題になりませんが、お話のように新制大学が教授会でこの人を大学に拾ひ込むかどうかという問題は、これは別の問題でございます。学校が廃止になつたから身分を失うというものは、これは又別の問題、従つて学校が廃止になつたから身分を失うというものは、形式的には争ひ得ますけれども、何を争うかということは、別の大学、別のものが採用したかしないかという問題は、これは争ひにならないと思ひます。

○荒木正三郎君 その次にもう少し実

際問題についてお尋ねしたいのです  
が、今度のやめなければならぬ場合、退職者に対しては、普通の場合は一カ月の十日分、その退職手当が出る。ところがこの場合は十六日分出るような措置を閣議で決定しているというふうについて説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(稲田清助君) これは先ほどお答え申し上げたように、まだ決定にはなっておりませんが、決定して頂きたい希望と、又実現の見込を持つて、今関係省と折衝中でございます。

○荒木正三郎君 それは私が今申しした一カ月の十六日分という内容ですか。

○政府委員(稲田清助君) 年数によつて違ひますけれども、お話のように十年以下の者については、一年について十六日分、それ以上の者には何日というふうな、従来の行政整理による退官等の例に従つて、今折衝いたしております。

○荒木正三郎君 それからこれは少し穿つた質問になると思うのですが、これが現在非常に問題になっているのです、各大学において……ところが各大学の学長とそういつた教授との間にいろいろ話合ひが進められて、円満にこの問題が進行するような措置がとられていてというふうな聞いておるわけですか。具体的にそれを申上げることがいいか悪いが、私も判断に迷うのでありますが、適当に措置がとられるようなことも聞いておるわけですか。ところがこの附則第二項によつて、三月三十一日限り身分を失うというふうな嚴重に規定してしまふと、非常に困る結果が来るのではないかと、このことを恐れているわけですか。

○政府委員(稲田清助君) お話の適当な措置というものは、何らか新制大学の職員になることではないかと思つたのでございますが、そうでない、残つた人につきましては、こういう結果が生ずる、適当なる措置がとられれば問題はないと思ひます。

○荒木正三郎君 これはここで申上げるのを差控えたほうがよいと思つたので、申し上げませんが、私はこの問題は相当紛糾を起す附則だと、こういうふうな考へておるのです。こういうふうな解釈して、当然廃校になると、廃校になつた場合の教職員は、新たに大学で採用するのと同じか、大学が自治的に決定できるものか、従つてこういう附則がなくても、そういう教職員の整理というものは、附則のあるなしにかかわらず、大学自体において措置できる問題だと思つたのですが、どうですか。

○政府委員(稲田清助君) 新制大学と旧制の専門学校その他の大学というものは、全く別の行政機関であります。今包括はされておりますけれども、それは別の問題であります。従つて新制大学で或る人をとるかとならないかというところ、又旧制学校がなくなつてしまつたから身分を失うというものは、これは法的には関連がない問題になつて来ると思ふのです。新制大学におきましては、よそからもとれるし、又旧制学校にいた人はよそにも出る。これは必然の継続関係がない。若し必然の継続関係がありますれば、例えば商工省が通産省になつたような、そういう意味も明らかにすべきだと思ひます。この場合は必然的な関係がないから、旧制学校がなくなると同時に身分を失ふといふことは明らかにしなければならぬといふこと、こういうふうな考へております。

○荒木正三郎君 私の尋ねておるのは、前に高等学校の場合、廃止された場合、こういう附則を附けないでも円滑に行けたわけなんですか。今度の場合にも、こういう附則を附けなくても円滑に行けるのじやないか、こういうふうな思ふのですが……

○政府委員(稲田清助君) 多少繰返しになりますが、前の高等学校がなくなりましては、まだ隣りに専門学校もあり、青年師範もあり、いろいろな、大学の教員になる資格のなかつた方を一時お預りして置くまあ学校があつたし、又そこに働いた事実もあつたからと思ひます。今度の場合にはみんななくなつてしまふので、やはりその点をふきりしなければならぬと思ひます。

○荒木正三郎君 今の説明では僕はよくわからないのですが、今でも高等学校もあるし、高等学校に行こうと思へば行ける。何ら變つていないと思ひますが……

○政府委員(稲田清助君) 勿論公立の高等学校から私立に転換されるのは、何らこれと関連がありません。ただ三月三十一日に別に退官の命令が出なかつたかたが命令に代つてその効果を生ずる、これは学校がなくなつてしまつたのですからどうにもしようがないし、その点をただ明らかにした。それまでに大学へ行くとか、私立の高等学校、公立の高等学校へ行くというようなかたは、これは転任で参りましようし、私立の場合には辞表、命令で行くと思ひますが、そういう問題にはちよ

つと差当り関係はない。ぎり／＼の場合、学校がなくなつたときには身分がなくなる、これだけの規定でございませう。

○荒木正三郎君 繰返して何遍お尋ねしても同じことになるわけですが、法的に、高等学校の場合にはこういう附則はなかつた。今度の場合にはこういう附則を附けなければならぬ、こういう法的理由で、これを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 法的に申しますれば、高等学校の場合にもこういう規定を設けてもちつとも差支えないし、設けるといふことも結構だと思つたのでありますけれども、ただそのときには一面まだ学校の数も非常に少いし、事務的処理の間違ひとか、或いは又事務的処理の便宜を図るという程度が本年度ほど多くない。こういうやうな実情から昨年はやらなかつたが、今年度はやる、こういうことと考へております。

○荒木正三郎君 そうすると、法的にはこれを設けても設けなくてもよいといふことになりませうね。

○政府委員(稲田清助君) 法的には只今の事務的処理という要請がありますから、ここで設ける必要が生じて来た、こういうわけでございます。

○荒木正三郎君 終ります。

○委員長(堀越儀郎君) 何か御発言がなければ、この法案に対する質疑はあともう一回くらい続行いたしたいと思ひますので、本日はこれにてこの法案に対する質疑は打切ります。

○委員長(堀越儀郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会  
出席者は左の通り。

委員  
大谷 豊潤君  
左藤 義詮君  
平岡 市三君  
荒木正三郎君  
高田 正三郎君  
高橋 道男君  
矢嶋 三義君  
岩間 正男君

政府委員  
文部事務次官 水谷 昇君  
文部大臣官房 計課長事務代理 相良 惟一君  
文部省大学 学術局長 稲田 清助君  
事務局 常任委員 石丸 敬次君  
会専門員

○委員長(堀越儀郎君) 何か御発言がなければ、この法案に対する質疑はあともう一回くらい続行いたしたいと思ひますので、本日はこれにてこの法案に対する質疑は打切ります。

○委員長(堀越儀郎君) 何か御発言がなければ、この法案に対する質疑はあともう一回くらい続行いたしたいと思ひますので、本日はこれにてこの法案に対する質疑は打切ります。

○委員長(堀越儀郎君) 何か御発言がなければ、この法案に対する質疑はあともう一回くらい続行いたしたいと思ひますので、本日はこれにてこの法案に対する質疑は打切ります。

昭和二十六年三月十七日印刷

昭和二十六年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷庁